

大田区都市計画審議会（第162回）

目 的	1. 東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について 東京都市計画緑地 第94号多摩川親水緑地																		
日 時	平成29年2月3日（金） 開会 10時02分 閉会 11時13分																		
場 所	大田区役所 2階 201・202・203会議室																		
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">○ 小西恭一</td> <td style="width: 33%;">欠 佐谷和江</td> <td style="width: 33%;">欠 中井檢裕</td> </tr> <tr> <td>○ 中西正彦</td> <td>○ 今井克治</td> <td>○ 日野明美</td> </tr> <tr> <td>○ 岸田哲治</td> <td>○ 伊藤和弘</td> <td>○ 松本洋之</td> </tr> <tr> <td>○ 大橋武司</td> <td>○ 菅谷郁恵</td> <td>○ 山崎勝弘</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>欠 鈴木秀夫</td> <td>欠 平本叔之</td> </tr> <tr> <td>○ 塩澤正徳</td> <td>○ 高橋直人</td> <td>欠 山崎裕之</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 小西恭一	欠 佐谷和江	欠 中井檢裕	○ 中西正彦	○ 今井克治	○ 日野明美	○ 岸田哲治	○ 伊藤和弘	○ 松本洋之	○ 大橋武司	○ 菅谷郁恵	○ 山崎勝弘	○ 樋口幸雄	欠 鈴木秀夫	欠 平本叔之	○ 塩澤正徳	○ 高橋直人	欠 山崎裕之
○ 小西恭一	欠 佐谷和江	欠 中井檢裕																	
○ 中西正彦	○ 今井克治	○ 日野明美																	
○ 岸田哲治	○ 伊藤和弘	○ 松本洋之																	
○ 大橋武司	○ 菅谷郁恵	○ 山崎勝弘																	
○ 樋口幸雄	欠 鈴木秀夫	欠 平本叔之																	
○ 塩澤正徳	○ 高橋直人	欠 山崎裕之																	
出 席 幹 事	副区長（幸田） まちづくり推進部長（黒澤） 空港まちづくり本部長（川上） 都市基盤整備部長（荒井） まちづくり計画調整担当課長（河原田） 空港まちづくり課長（白鳥） 空港基盤担当課長（中村） 事業調整担当課長（山浦） 都市基盤管理課長（明立） 道路公園課長（久保） 都市計画課長（保下）																		

傍聴者 3名

議 事	<p>議 題 第 1 号議案 東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について 東京都市計画緑地 第94号多摩川親水緑地</p>
<p><u>議決事項</u> 第 1 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。</p>	
<p>その他</p> <p>提出資料 第 1 号議案 諮問文（写）</p> <p>事前資料 1 東京都市計画緑地の変更（大田区決定）</p> <p>事前資料 2 東京都市計画緑地 第 9 4 号多摩川親水緑地 総括図</p> <p>事前資料 3 - 1 東京都市計画緑地 第 9 4 号多摩川親水緑地 計画図 1 / 2</p> <p>事前資料 3 - 2 東京都市計画緑地 第 9 4 号多摩川親水緑地 計画図 2 / 2</p> <p>事前資料 4 東京都市計画緑地の変更について 説明資料</p> <p>当日資料 1 羽田空港跡地に関するこれまでの経過</p> <p>当日資料 2 - 1 大田区上位計画における多摩川親水緑地の位置づけ</p> <p>当日資料 2 - 2 大田区上位計画における多摩川親水緑地の位置づけ</p> <p>当日資料 3 東京都市計画緑地 第 9 4 号多摩川親水緑地 概要</p> <p>当日資料 4 多摩川親水緑地 都市計画案説明会及び縦覧・意見書受付の実施結果について</p>	

保 下 幹 事 それでは、はじめさせていただきます。委員の皆様、おはようございます。

 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。司会を務めさせていただきます都市計画課長の保下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

 早速ではございますが、ここからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

小 西 会 長 それでは、開会に先立ち、本日の審議会の成立につきまして、事務局よりご報告願います。

保 下 幹 事 それでは、本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。審議会の成立要件につきましては、大田区都市計画審議会条例第5条第2項におきまして、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されております。

 本日の委員の出席状況でございますが、委員18名のうち出席13名、欠席5名により、定足数を満たしております。

 なお、本日の傍聴者数は3名となっております。

 以上でございます。

小 西 会 長 ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたように定足数に達しておりますので、本審議会は成立となります。

 ここで、「第162回大田区都市計画審議会の開会」を宣言いたします。

 審議に先立ちまして、本日の審議会の議事録署名委員は松本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

 （「はい」の声あり）

小 西 会 長 ありがとうございます。

 松本委員、議事録の署名につきましてよろしくお願いいたします。

 それでは、傍聴者の入室を許可します。

 （傍聴者入室）

小 西 会 長 本日の議題につきまして、事務局よりご報告願います。

保 下 幹 事 本日は、諮問案件1件となりますので、よろしくお願いいたします。

小 西 会 長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、平成29年1月6日付で、第1号議案『東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について』が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

保 下 幹 事 それでは、諮問文（写）をご覧ください。それでは諮問文を朗読させていただきます。

第1号議案。『東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について』。都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問文の朗読は以上でございます。

小 西 会 長 では、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いします。

中 村 幹 事 空港まちづくり本部の空港基盤担当課長、中村でございます。本日はよろしく申し上げます。

では、最初に、資料確認をさせていただきます。

事前資料1としまして、「東京都市計画緑地の変更」、A4判の1枚、事前資料2としまして、「総括図」、A3判のカラー1枚、事前資料3として、「計画図3-1」、「3-2」、A3判の2枚、事前資料4として、「説明資料」、A4判の1枚でございます。

当日資料1としまして、「羽田空港跡地に関するこれまでの経過」、A3判のカラー1枚でございます。当日資料2-1、2-2としまして、「大田区上位計画における多摩川親水緑地の位置づけ」、A3判のカラー2枚でございます。

当日資料3としまして、「東京都市計画第94号多摩川親水緑地概要」、A3判のカラー1枚でございます。

当日資料4として、「都市計画案説明会等の実施結果について」、A4判の1枚でございます。

お手元でございますでしょうか。それでは、内容の説明に移らせていただきます。

まず、空港跡地の経過についてご説明いたします。

当日資料1をご覧ください。

資料上段は、羽田空港跡地全体の航空写真でございまして、緑色の破線の部分が今回の対象地でございます。

また、資料の下段左側に羽田空港の経過、右側に空港跡地の経過を記載してございます。左側の空港の経過と照らし合わせながら、右側の空港跡地の経過をご覧ください。

昭和58年2月に運輸大臣が決定した「羽田空港沖合展開基本計画」において、空港跡地の利用が沖合展開計画の基本方針の一つに位置づけられ、空港用地の一部を空港用地外として、都市整備のために有効に活用するとされました。

その後、様々な検討経過を経て、平成19年3月に、国・東京都・地元区（大田区・品川区）の三者、通称三者協にて、空港跡地の範囲がおよそ53ヘクタールとして確定され、平成20年3月にゾーニングや機能配置を含めた土地利用の方向性を示した「羽田空港跡地利用基本計画」を策定いたしました。

区では、この基本計画を踏まえ、平成20年10月に跡地のまちづくりのコンセプトを示した「羽田空港跡地利用O T A基本プラン」を策定し、土地利用の基本的な考え方や想定される導入施設を例示いたしました。

また、平成22年10月に、三者協により策定した「羽田空港跡地まちづくり推進計画」では、水辺の特性を活かした潤いとにぎわいのある景観の創出、快適で魅力ある親水ネットワークを形成することとしており、羽田空港国際線地区や第2ゾーン宿泊・複合業務施設との一体的な土地利用、第1ゾーンとの連続性を踏まえた計画検討を進めることが確認されました。

これらの計画を受けまして、第2ゾーン多摩川護岸の整備、範囲、国有地使用や維持管理に関する基本的事項について、国土交通省と協議を重ねまして、平成27年6月に羽田空港跡地第2ゾーン多摩川護岸の整備等に関する合意を締結いたしました。

国土交通省との合意につきましては、当日資料3で後ほど説明させていただきます。

また、第1ゾーンでは、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を基にして、平成27年7月に「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」を

策定し、官民連携のまちづくり「新産業創造・発信拠点」の形成を進めていくこととなりました。

その後、国家戦略特別区域における「都市計画法の特例」を活用し、都市計画決定手続を進め、平成28年2月に土地区画整理事業の都市計画が決定、同年10月には独立行政法人都市再生機構を施行者として、土地区画整理事業の事業認可を取得いたしました。

現在、官民連携施設整備に向けた事業者公募の手続を実施中であり、平成29年5月には事業予定者が決定する見込みでございます。

本計画案は、区が長年にわたり計画を進めております「羽田空港跡地まちづくり」の一環であり、多摩川の貴重な自然を活かした魅力あふれる水辺空間を創出していくため、都市計画案についてご審議いただくもので、跡地第1ゾーン、羽田空港国際線地区、第2ゾーン開発エリアとの一体的な土地利用を図る上でも重要な位置づけであると考えているところでございます。

続きまして、本計画地の上位計画における位置づけでございます。

当日資料の2-1及び2-2、「大田区上位計画における多摩川親水緑地の位置づけ」をご覧ください。

こちらでは、区で策定している三つの上位計画と三者協により策定された「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、本計画地が上位計画の中でどのような位置づけになっているかをご説明いたします。

当日資料2-1をまずご覧ください。左側に「大田区都市計画マスタープラン」の一部を抜粋したものを示しております。大田区都市計画マスタープランは、大田区のまちづくりをより良いものとするために、まちづくりのあり方を具体化する道路や公園などを整備する計画、すなわち都市計画を定めていくための大きな方針となるものでございます。

都市計画マスタープランでは、本計画地は空港臨海部の中心拠点として土地利用の更新を図るとともに、水と緑のネットワークを構築するエリアとして位置づけられております。

資料の真ん中は、「大田区緑の基本計画」の一部を抜粋したものでございます。「大田区緑の基本計画」は、緑豊かで快適な都市を

形成していくことを目指し、緑地の適正な保全や都市公園、緑地の整備、緑化の推進など、緑のまちづくり全般について、将来のあるべき姿と、それを実現するための方策を示す計画です。

緑の基本計画では、本計画地は多摩川の河口から海老取川を越えて、羽田の市街地にかけて、水と緑の散策路を整備する方針としております。

資料の右側は、「大田区景観計画」の一部を抜粋したものでございます。「大田区景観計画」は、地域の個性や場所の特徴など、今日まで培われてきた様々な事柄を活かした景観形成を図るために策定されたものでございます。

「大田区景観計画」では、多摩川や海老取川といった水辺に囲まれ、空港と隣接する立地を生かした国際的な交流拠点として、先進的で魅力とにぎわいのある景観形成を図ると位置づけ、東京港、多摩川の自然環境を活かした、空と海の玄関口としてふさわしい景観づくりを進めるとしております。

当日資料 2 - 2 をご覧ください。

「羽田空港跡地まちづくり推進計画」では、まちづくりの配慮事項として、豊かな緑や水辺に囲まれた美しい都市空間を創出するとし、導入する機能として、快適で魅力あふれるネットワークを形成するとしております。

また、まちを快適で魅力的にする都市基盤施設整備として、水辺と憩いの軸となる歩行者空間の導入、空港を望む魅力的な立地を活かし、各ゾーンの土地利用に合わせて適切に公園や緑地を配置するとしております。

これらの上位計画を踏まえまして、都市計画の内容を定めております。

続きまして、「多摩川親水緑地の概要」でございます。

当日資料 3 をご覧ください。

現在、国において、付替え工事中の環状 8 号線と多摩川に挟まれた細長い区間、資料の平面図にお示ししている延長約 1.1 k m の部分が、今回、都市計画決定を予定している都市計画緑地の範囲となります。

資料左下の断面図をご覧ください。

この緑地には、散策路が川側と高潮防潮堤の背面に整備されます。それぞれの散策路へは、階段やスロープで往来が可能になってございます。

また、夜間でも安全にご利用いただけるように照明を設置する計画です。あわせて、区が防災無線を設置し、津波、高潮、その他災害の発生が予想される場合には、緑地ご利用の皆様、周辺にいらっしゃる皆様へ周知を行う計画でございます。

川側散策路と多摩川の既設護岸に高低差が生じる箇所につきましては、転落防止柵を一部設置する計画でございますが、可能な限り現況を活かしながら、多摩川の自然と身近に触れ合えるようにいたします。

休憩施設として、高潮防潮堤上部に展望テラスを4カ所設け、パーゴラと呼ばれる日陰棚とベンチを設置する計画でございます。

また、本計画地は、空港の滑走路に近接してございます。植栽の選定に当たりましては、高さ制限、バードストライクの対策、東京湾からの潮風など、厳しい条件がございますが、地域の皆様から「サクラの植樹」についてご要望もあることを踏まえまして、植栽の種類については慎重に検討を進め、水と緑の空間創出に努めてまいります。

緑地の上端部、図面の左側と、下流部、図面の右側の計2カ所に誰でもトイレを整備する計画としております。

また、この都市計画緑地は、国土交通省が整備している高潮防潮堤の表面部分が無償で活用し、休憩施設や照明等を大田区が整備した上で、緑地として運用していくものとなります。

資料右下をご覧ください。高潮防潮堤を緑地として活用していくために、過年度において国土交通省と大田区の間で整備区分、費用負担、維持管理分担、国有地の使用等について合意書を取り交わしてございます。

この合意書で、区にかかわる概要としましては、区が国有地を無償使用する、緑地として活用していくための施設を区が整備する、緑地として整備した分の表面的な維持管理に関する内容になってご

ございます。

なお、維持管理に関する詳細な内容につきましては、今後、国土交通省と協議・調整し、維持管理協定を締結していくことを想定してございます。

次に、本日の議案でございます都市計画案における具体的な内容について、ご説明させていただきます。

今回、都市計画決定を予定しているのは、都市計画緑地の位置を定める1議案でございます。

それでは、第1号議案「東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について」をご説明させていただきます。

事前資料2の「総括図」に決定区域をお示ししてございますが、計画地は、大田区羽田空港二丁目地内に所在しております。

用途地域等については準工業地域、建ぺい率は60%、容積率が200%、準防火地域となっております。

都市計画緑地整備の施工区域については、事前資料3-1、3-2の「計画図」をご覧ください。

南側の多摩川、北側で付替え工事中の環状8号線に挟まれた、東西に細長いエリアでございます。

「都市計画の内容」につきましては、事前資料1、「都市計画緑地の変更」にございますように、緑地面積約1.5haでございます。名称は、第94号多摩川親水緑地でございますして、緑地の種別は緑道でございます。

次に、事前資料4をご覧ください。

計画地は、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を踏まえ、跡地第1ゾーン、国際線地区や、跡地第2ゾーンの開発エリアとの一体的な土地利用を図るとともに、多摩川沿いの長い水際線を活用し、親水ネットワーク機能を有する緑道として整備するため、都市計画緑地の追加を行うものでございます。

また、第1ゾーンの多摩川護岸につきましては、現在、河川管理者が整備に向けた検討を進めているというところでございますが、親水ネットワークの連続性の確保や水辺の活用を図るために、護岸整備の早期実現に向けた調整を実施しているところでございます。

最後に、今回の都市計画決定における手続の経過等について、ご説明させていただきます。

当日資料4、「多摩川親水緑地都市計画案説明会及び縦覧・意見書受付の実施結果について」をご覧ください。

まず、都市計画素案についての住民説明会は2回開催してございます。

1回目は平成28年10月17日に大田区役所本庁舎2階会議室で、2回目は10月19日に羽田小学校の体育館において開催し、それぞれ5名、38名の方々にご参加をいただきました。

結果としまして、都市計画案に関する賛成・反対意見はございませんでした。

その他の意見としまして、「緑地の維持管理や利用ルール」に関する事、「バリアフリー・安全」に関する事、「羽田の歴史伝承」に関する事などがございました。

続きまして、「都市計画案の公告・縦覧・意見書の受付」につきましては、平成28年12月8日から22日までの2週間において、大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課の窓口におきまして、実施してございます。縦覧は1件、意見書の提出は0件でございました。

都市計画案に関する賛成・反対意見はございません。

また、その他の意見もございません。

意見書を踏まえた付議案の確定を経て、大田区都市計画審議会に1月6日付で付議されたところでございます。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

小西会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いします。

日野委員 すごくいっぱいあるので、途中でとめていただいて構いません。まず、不勉強で申し訳ないのですが、多摩川のこの地域の対岸は川崎の工業地帯ですか。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 多摩川の対岸は川崎市で、殿町地区、キングスカイフロントと呼ばれる開発されている土地があります。

日野委員 開発は、同じような、こういう親水的な開発なのですか、それとも商業的な開発なのですか。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 護岸自体は、京浜河川事務所さんがつくっておりますので、スーパー堤防的な整備がされています。その背後地で開発されているというイメージでございます。

小西会長 日野委員。

日野委員 ありがとうございます。

景観的なことに非常に力を入れるようなことをおっしゃっていたので、景観的にとてもいい整備をしたのに、向かい側が、あらっというのだと、それはそれでというのがあるので、ちょっと気になりました。

まず一つ、それなのですけど、まだ続けてよろしいですか。ほかの方、ご質問は大丈夫ですか。

小西会長 では、日野委員、続けてください。

日野委員 意見書の中で、「羽田の歴史伝承」に関することという意見が出たそうなのですが、これはどういったことが出たのか、教えていただければと思います。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 歴史的な経緯がございますので、記念碑等をそこに設置してもらえないかという意見としてございました。

日野委員 つまりは、この土地の経過として、ここに、要はGHQさんから始まる、空港がありましたよという、そういう意味でのということでしょうか。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 羽田空港の経過ということで、当日資料1にも書いておりますが、昭和20年にGHQによる48時間の強制退去という悲しい歴史がございまして、そちらのほうに旧3町会があったということを鑑みて、跡地を利用するということでは、記念碑等を設置してほしいという意見があったということです。

小西会長 日野委員。

日野委員 ありがとうございます。

私が勘違いしているかもしれないのですが、今日の審議に関しては、この地域に親水緑地をつくりますよ、それでよろしいですかという審議だけでよろしいのか、それとも、具体的にもうちょっと踏み込んで、計画書なり、総括図なり、計画図にこういうことも盛り込んでいただきたいということを述べてもよろしいのかというところをお伺いしたいのですが。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 多摩川親水緑地の位置を決定していただくという趣旨でございます。

日野委員 わかりました。

そうすると、余り踏み込んだことを申し上げても、余り意味がないというようなことでよろしいのでしょうか。

中村幹事 意味はなくはないのですけれども、ご意見等をいただけるところは、いただきたいと思っております。

小西会長 大田区がつくった形について、ご要望があれば、ここで伺う。要は補充すべき内容に入っているということで考えていただいて、ご意見があればどしどし出していただくということがよろしいと思っておりますけれども。

具体的に何かありましたら。

日野委員 では、続けて、気がついた意見を羅列的に申し上げます。

まず、海辺の公園は割と大田区には多いので、行きますけれども、まずアクセスですよね。

当然、ここへ行くには、よほど近所の方でない限りは、移動手段というのが車に頼りがちになるかと思っておりますので、駐車場の計画と歩車分離ということに関しては、神経を使わないといけないかなと思っております。

あと、自転車が割と大田区の海岸端は多いというか、自転車を使われる方は多いので、自転車の考え方もきちんと取り入れていただきたいということがございます。

あと、親水というのが、もう大田区は、何をやっても親水とおっしゃられて、具体的な案は何もなく、景観に配慮したとか、親水に配慮したとか、そういったことしかないのです、この公園の親水は海と

親しむとか、この公園の親水は何と親しみたいのかというのをもう少しちょっと具体的に挙げて計画されたほうがよろしいのではないかと思います。

断面図を見る限りは単純に散策路なのかなという、散策路だったら散策路として、何か楽しいのかなみたいなどころがないと、維持管理していくにも、つらいものがあるのではないかと思います。

私は、自分も参加していたと思うのですがけれど、第1ゾーンの開発がよくわかっていないのですがけれど、第1ゾーンはどういう開発になっていたか、ここで伺ってもよろしいですか。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 第1ゾーンは、約16.5haの範囲でございまして、土地区画整理事業で基盤部分を整備しまして、その上に、区がこれまでいろいろと検討してきました産業交流施設にプラスしまして、クールジャパンを発信すると、この2本立ての施設を官民連携で整備していく計画になってございます。

小 西 会 長 日野委員。

日 野 委 員 ありがとうございます。

そうすると、空港も近いので、ここを散策する人という想定が、目的だけに来た方をこっちに呼ぶということが難しいのであれば、宿泊施設の発想とか、そういったところはないのか。

要は、散策って、ゆとりのあることだと思うので、わざわざ車で来て散策だけして帰るとか、そういうことではなくて、逆に言うと、違う目的で来て、ちょっと感じのいい、外の景色がきれいなところがあるねといって足を延ばすとか、そういう動線ができるような、そういう整備をしていただけるといいのかなと思います。あと、この地形的なおもしろさでいくと、縁日的なものを何か仕掛けるみたいなことがあると、何回かはここに人を呼べたりするのかなという気がします。

もっと言いますと、緑の植栽の部分に関しては、計画から地元の学校か何かに任せるといのはどうなのですか。

学校さんがある程度、手を加えていただければ、かなり継続して手を加えられるし、若い方が都市計画に参加していただけるという

のは将来の都市計画的にもおもしろいのかなと思うので、高校さんがこの近くにあったりとか、小学校だと都市計画は難しいかもしれないのですが、高校生ぐらいの方とかに、ふだん役所の皆さん、公園課の皆さんが頑張っている半分ぐらいをやらせてみるのはいかなものかと思っております。

あと、散策路と、防波堤というか高潮護岸があるので、防犯対策で、今どきは多分カメラがつくのだと思うのですが、そういった機械類の維持管理というのが結構重要なのかなという気もするので、その辺の対策も改めて考えていただきたいかなと思います。

もう一つ言うと、これは単純に個人的な景観的なイメージなのですが、高潮護岸というのがどのぐらいの高さのものかわからないのですが、図を見る限り、スロープを上を回すのは、結構、車椅子の方も大変なので、斜線をうまくして、アーチぐらいな感じで通り抜けられるみたいな、枠があって向こうが見えるみたいな景色の創設というか、そういう変化もつくっていただけるとおもしろいかなと、それは単純にイメージだけです。

以上です。ありがとうございます。

小西会長 答え方の話として、今、区で考えていて答えになりそうな部分があるかなと思います。

ほかの跡地も含めて、どういう施設整備がされて、どういうものがここに充足されるかということが一つ。

あと、緑の維持管理の方法については、多分、新しいご提案だと思うので、それについてどうお考えなのか。

防犯については、機器類で今、想定しているものがあれば、どういうものか。

あと、防潮の建て方というか、しつらえ方について、何かおもしろいアイデアがあったら、どういうふうに生かしていくかと、この四つぐらいに分けてお答えしていただければありがたいなと思います。

中村幹事 先ほど、いただいたご意見の中で、まず1点目ですね、こちらに宿泊施設等の話があったと思います。

実を言いますと、第2ゾーンと言われているところでございます。

当日資料の緑色の点々の上側です。

当日資料2-2をご覧くださいと思います。ちょうど環状8号線がへの字になっております。この環状8号線は、この緑地沿いに真っすぐな形で付替えられます。その予定でございます。

この三角地帯が跡地第2ゾーンと呼ばれていまして、現在、国が整備を進めるエリアになっておりますが、1,700室のホテルや複合業務施設などの導入が予定されていまして、定期借地によりまして土地利用を進めるということで聞いてございます。

ホテルの滞在者などにもこの緑地が活用され、第1ゾーンへ人を呼び込むためのアクセスになればよいかということで考えているところでございます。

防犯上の話でございます。

現段階では、防犯カメラ等の設置の計画というのはございませんが、大田区の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインにのっとり、検討させていただきたいと考えているところでございます。

先ほどの構造上の話でございます。

現在、国のほうが整備中ございまして、これから本体自体を改変していくのは、なかなか難しい状況にはなっております。

当日資料3の断面図をご覧ください。一般部と展望テラス部がございます。

展望テラス部に向けてスロープがございますが、バリアフリー対策としまして5%勾配で設置しているところがございますので、その辺も対応しているという考えでございます。

明立幹事 私の方から、公園等の管理が今後どうしていくのかというご質問、それから委員からのご提案といたしまして、小学生とか、ここでは高校生ではという具体的なご提案をいただいたところですが、まだそこまで具体的に管理の手法についてきちんと決めているわけではございません。

この公園は、1.5haということですので、かなりの規模になるのかなと思うのですが、基本的には業務委託という形で、今、ほかの公園でやらせていただいておりますが、ふれあいパーク活動といったような取組みもございます。

地域の方々とどういったことができるのかも含めて、検討させていただければと考えてございます。

小西会長 今のでよろしいですか。

日野委員 ありがとうございます。

小西会長 ほかの方。
塩澤委員。

塩澤委員 質問でございます。

日野委員のお話とかぶるかと思いますが、主たる利用者をいま一度、お教えいただきたいと思えます。

中村幹事 想定している主たる利用者としましては、この羽田地域の地元の方々プラス、今後、開発されるホテルの利用者の方々、あと、訪日される外国人。ここは国際線ターミナルがございますので、その待ち時間とか、あと、第1ゾーンに行くためのアクセスとして使っていただくとかいうことを想定しております。

小西会長 塩澤委員。

塩澤委員 恐らくターゲットを誰にするかということによって、かなり整備の内容が変わるような気がいたします。

恐らく、今のタイミングとしては、散策路というところが中心なのかなというふうな感じはいたしますが、例えば観光の目的として大田区の魅力を発信していくのだということになれば、それなりの、先ほどの歴史の碑をメインにしていくとか、逆に、地域の方に使っていただくということであれば、日常的に使っていただけるような整備が必要かと思えますので、その辺を踏まえまして、検討いただければと思えます。

以上です。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 いただいたご意見を踏まえまして、今後検討させていただきます。
ありがとうございます。

小西会長 中西委員。

中西委員 中西です。

上位計画とか各種計画に定められた水と緑のネットワークを実質的に実現するための位置づけということなので、この親水公園を設

置するという事自体について全然異論はございません。

そういう意味では、当日資料1を見ると、一番聞きたいことは説明できるのですけれども、今回、この範囲が、なぜこの範囲なのかということを知りたいと思っております、と言いますのは、第1ゾーンのほうは、これからどう整備するか事業者をとという話がありましたが、まだこの親水公園になっているわけではないですね。

それから、第2ゾーンの先のほうまで、ずっと見えるようにネットワークの線は上位計画で何となく書き込まれていますが、今回、そこまでは延びていない範囲での設定になっています。

なぜ、この範囲になったのか、逆に言うと、この水と緑のネットワークをもっと実現するような親水公園をちゃんと今後も指定していく気があるのかといったことについて、ご説明を知りたいと思います。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 今回、整備されています約1.1キロ、この緑の部分でございます。基本的に、高潮から空港機能を防護することを目的としたものでございまして、河川法の20条で、河川管理者の承認を受けて航空局がここを整備しているという現状がございます。

ここの背後地に国際線ターミナルがございますので、そのターミナルを守るという意味で、まずはこの1.1キロを重点的に整備しているというところでございます。

その河口部、この図でいきますと右側、海側になりますが、そちらについても位置づけがされておりますので、今後、整備に向けて検討が進められているということで考えてございます。

あと、第1ゾーンの護岸の部分でございます。

これまで、ここの護岸につきましては国といろいろさまざまな協議を重ねてきまして、護岸の実現に向けて協議してきました。

その結果、国が整備を進める方向で検討するという事になってございまして、整備に当たっては多摩川の河川整備計画がございまして、その中に位置づけをしていただかないと整備ができないということになっております。

その河川整備計画の位置づけをするために、今、変更の手続をし

ていただいているという状況でございます。今後、手続の後、正式にこの位置づけがなされ、護岸等の断面等の検討も進めていくということで伺っているところでございます。

早期実現することを区としても願っているというところでございます。

小 西 会 長 中西委員。

中 西 委 員 ご説明ありがとうございます。

確認ですけれども、今回の範囲は、その堤防整備の事業範囲に即して決めているということと、それから、条件さえ整えば両側のほうも延ばしていくことは検討しているということによろしいですね。

中 村 幹 事 親水ネットワークとして活用していきたいので、将来は第1ゾーン、その他の部分もこの決定に合わせて延ばしていくことも考えているというところでございます。

小 西 会 長 中西委員。

中 西 委 員 では、これはコメントですけれども、そういった事情を伺ったのでわかりましたが、できれば、そういった周辺の親水緑地の指定状況はどうだったかと思いましたが、資料に、指定されているところが既にあれば示していただきたいですし、今回のこの範囲になった理由は、もうちょっと堤防事業の絡みであるというような説明を内々にしていただければ、もう少しわかりやすかったかなというのは思いますので、今後の参考としてコメントさせていただきます。

中 村 幹 事 ありがとうございます。

小 西 会 長 ほかの委員の方は。

菅谷委員。

菅 谷 委 員 今日の当日資料は今もらったので、質問をしたいのですけれども、ここの当日資料1の跡地、平成15年に約53haということで表れているのですけれども、私が議員になった当時や、それから、先輩の方々もたくさん議員でいらしたと思うのですが、200haというのが、確認として私としては思っていたのですけれども、53haからここの記録がなっているというところが、どうしてなのかということがあります。

白 鳥 幹 事 空港跡地につきましては、口頭で空港基盤担当課長より報告があ

りましたように、羽田空港の再拡張に伴って、昭和50年代末から跡地が発生するというところで、国、それから東京都、地元区の三者協でずっと論議をしてきたところでございます。

その中で、200 h a というような形での構想が出た時期もございますけれども、今、言った三者協の中での、いろいろな論議の中で、平成19年3月に跡地、この1、2、3ゾーンを合わせての約53 h a というのは確認されてきたという歴史的な経過があります。この間、いろいろ報告している中でございましたので、今回は、一つ確認したところから記述させていただいているという形でございます。

小 西 会 長 菅谷委員。

菅 谷 委 員 意見ですけれども、これまで区報とか、そういうような歴代を調べると、200 h a という記録があるところと、先ほど、空港基盤担当課長がおっしゃったように、48時間の強制退去という歴史的な経過がある中で、そこからスタートしてしまうと記憶が捨てられてしまう、そんな危惧も感じていますので、ぜひそのところは、この資料の中ではしっかりと示してほしいと思っていますので、今後、ぜひ検討していただきたいと思っています。

私たちも会派で検討させていただいて、開発そのものについては税金の投入ということがあるのですけれども、ただ、今回は、事前に説明していただいたときに護岸整備というところで国がやっている部分の、ここの緑の面積というところを今日の審議とするということと捉えておりますので、この空港全体の開発ということではないということで、先ほどもどなたが質問されたので、そういう理解をしました。

それと、今回の1.5 h a の中で、質問なのですけれども、歩道はどのぐらいになるのか。それから、緑はどのぐらいなのかというところでは、教えてください。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 歩道部の幅でございます。防潮堤の背面の歩行者路は、幅が2メートル。

当日資料3の断面図をご覧くださいと思いますが、改めて、防潮堤背面の歩行者路は幅が2メートル、防潮堤の全面側、多摩川

沿いの歩行部、スロープ設置部で狭い箇所は幅が3.1メートル、一番広いところは幅が8.8メートルございます。

緑は0.3h a でございます。

小 西 会 長 菅谷委員。

菅 谷 委 員 そうすると、大田区も緑を増やしていこうというところで、このところが管理をすると、大田区の緑の、これから何h a とか示しますけれども、大田区のほうに、その面積も入るということによろしいのですか。

それで、わかれば、それを踏まえて全体で大田区として、この緑がどのぐらいになるのかというところでわかれば教えてください。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 大田区の緑地としまして、現在、4カ所、302h a ございます。今回の多摩川親水緑地が5カ所目ということで、緑地としましては1.5h a 追加になるというところでございます。

小 西 会 長 菅谷委員。

菅 谷 委 員 先ほど、緑地のほうは大田区で整備するというように聞いたのですけれども、それでいいのかというところと、緑地を含めて国で整備できないのか。

それと、もう一つですけど、その整備に当たってどのぐらいの費用がかかるのかというところを、わかれば教えてください。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 当日資料の3をご覧くださいと思います。

先ほども少し説明させていただきました護岸の本体部分につきましては、国のほうが整備します。

将来、区が緑地として活用していくに当たって、必要な施設については区が整備してくださいという約束事になっております。

左の断面図をご覧ください。四角く囲っている部分がございます。例えば、この防災無線、園内灯、植栽、こちらについては区が整備することになっております。

この断面図には記載しておりませんが、トイレを2カ所設置する計画でございますし、今後、施設を管理していくに当たって必要なサイン、案内板等については区が整備するという形になっておりま

す。

整備費用につきましては、来年度、実施設計等を行っていきますので、その中で詳細にわかってくるというところでございます。

小 西 会 長 菅谷委員。

菅 谷 委 員 今はまだわからないということですかね。

ということと、それと、その管理についても、では同じですか。管理費用についても、来年度の予算を見ないとわからないということでしょうか。先ほど、委託というところでお話がありましたけれども。

小 西 会 長 どうぞ。

明 立 幹 事 管理費用等についてですが、基本的には、通常の大田区内の内陸部での公園管理の業務委託費用になると考えてございます。ここににつきましては、主にパーゴラとかトイレということですので、例えば梅があるとか、そういった特殊なものはございませんので、金額的にはそれほど高くはならないと思います。

一般的には、 m^2 当たり年間ベースで1,000円前後の維持管理費と見込んでございます。

小 西 会 長 菅谷委員。

菅 谷 委 員 m^2 、年間で1,000円ですか。

明 立 幹 事 はい。

菅 谷 委 員 ありがとうございます。

私たちが議会の中でのこれまでのやりとりで、ホテルができるということ聞いておりましたけれども、そのホテルの1,700室ですかね、空港なので大体満杯になってしまうと、そういうところで区民が利用しづらくなるのではないかとということも懸念しているのですけれども、そういったところの意見が、これまでの説明会の中では、どのように感じていらっしゃるかとということと、大田区としては、区民の利用できるというところについては、どういったことを考えているのか。

また、これまで地域の人たちが釣りに来ていたりとか、そういったところができるのか。

また、うちの会派としては、例えば城南島のキャンプができるよ

うな、あのような感じにできないのかということなどの意見が出ていましたけれども、今、こういうふうの一部は出ておりますけれども、活用の方法については、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 活用については、地域の方々にとってのアクセス、利用しやすくしていきたいと考えているところでございます。

先ほどいろいろ意見という話でしたが、おっしゃったような意見はいただいていないと思っております。

菅 谷 委 員 参加の方々が少ないというところもありますので、地元町会の方々とともに練り上げていただきたいのと、ホテルの利用者だけではなくて、地域の方々が、大田区民がここに来て、しっかりとくつろげるという環境をつくっていただきたいということを要望すると、うちの会派で何回も言っていますけど、今、高齢化社会の中で、端と端のトイレでは遠過ぎる、中央部分にもトイレの設置ということを求めています、いかがでしょうか。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 トイレの話は、委員会で一度お話をいただいております。

トイレは端と端で約1.1キロなのですが、真ん中から行くと500メートルぐらいの距離になるところでございます。

ただ、現地の状況から、スペースが確保できる場所が実際に限られているというところでございまして、今回の対象範囲の中では防潮堤の構造に緩衝せず設置できる場所は始点と終点ということになっております。

これ以外の設置につきましては、周辺がこれから開発されていきますので、そちらの開発状況を見ながら考慮していきたいと考えているところでございます。

小 西 会 長 菅谷委員。

菅 谷 委 員 ありがとうございます。ぜひ、区民の皆さんが活用、利用しやすい空間になるようお願いいたします。

以上です。

小 西 会 長 ほかの委員の方のご意見ありますか。

伊藤委員。

伊藤委員　　まず、さっきのお答えの中で、想定している主たる利用者というのが、羽田空港を利用した国内外の観光客以外に、地元の住民という答え方をされていたけれども、私の認識の中ではオール大田の大田区民という認識なのですが、それはどちらでしょうか。

小西会長　　中村幹事。

中村幹事　　すみません、私の表現が悪かったと思います。
大田区民全員でございます。

小西会長　　伊藤委員。

伊藤委員　　そうなると、地元の人たち、例えば歩いて来られる人たちを対象にした場合と、オール大田を対象にした場合では、整備の仕方が違ってくると思うのですが、そのオール大田を対象にした場合というのは、どういう整備をしていくつもりですか。

小西会長　　中村幹事。

中村幹事　　地元の方々だと歩いてこられる場所ということでございますが、大田区民全体となると、こちらに来るまでのアクセスも必要になってくると考えております。

来るに当たって、先ほどもありましたが、車で来るのか電車で来るのか、自転車で来るのかというところがございますので、そういった施設の整備も必要かということで考えております。

小西会長　　伊藤委員。

伊藤委員　　大田区内にもいろいろな公園があって、それぞれターゲットをきちんと変えているのだと思います。それでいいと思うので、それに合わせた形で想定している方たちが来られるように、合わせて整備をしていく。

全部同じように整備するのではなくて、きちんとめり張りをつけることが必要かというふうに思っています。

それはいいのですが、手続論を聞きたいです。

議会で、この現場は、この前、見に行かせてもらって、現場は知っているのですけれども、もう工事がかなり進んできていますよね。

そのタイミングで、この審議会が開かれるということは、例えばですけれども、もしこの審議会で、これがノーという答えが出たと

きは、今後どうなってしまうのですか。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 今、整備されている護岸については、国のほうでもともと防潮機能として整備されているというものでございますので、何ら変わらない整備が進んでいたというところでございます。

その後、できた後に、区が将来活用していきたいということを取り決めていきますので、今のタイミングで都市計画決定手続をさせていただいているというところでございます。

実際、都市計画決定手続がなされなかったとしたとしても、将来は区として活用していきたいと考えているところでございます。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 そうすると、この審議会があってもなくても結果は同じということ。

中 村 幹 事 区としましては、都市計画決定することで、この貴重な水辺のオープンスペースを永続的に担保していきたいと考えているところでございます。

ぜひ、都市計画決定をしたいと考えているところでございます。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 今日の案件がどうこうというよりも、手続で毎回、私は思っているのですが、どうもこの審議会の前にいろいろな既成事実ができて、説明会も行われて、住民の人はできるものだと思っていると思うのですよ。

その後のタイミングで開かれて、いいとか、悪いとかと審議することに非常に無理があるのかなと。

例えば、この審議会の目的は、同じ公園をつくるにしても、お金がどこから出るかだけのことでございますよというのであれば、それはそれで審査の目的が変わってくるのかなというふうに思っているのですが、毎回しつこいようですが、この話をさせていただきました。

もう1点だけ、内容なのですけれども、先ほども日野先生がおっしゃっていましたが、景観の話はとても大事だと思っています。この上位計画の例に出されましたけど、ここには自然環境を生かした景観づくりを進めるというふうに書いてありますが、今回の親水

公園で自然環境を生かした部分というのはあるのでしょうか。

この前、見に行ったときは全部人工のもののように見えますが、自然環境を生かしたというのは、どういうふうな捉え方ですか。

小西会長 荒井幹事。

荒井幹事 今回の緑地に関しまして、多摩川の河川敷の緑地と同じような考え方です。

当然、国交省が持っている土地のところを我々が借りて、緑地として散策路として都市計画決定をしたいという部分があります。

先ほど言った自然の部分に関しましては、断面図の中で、一般部でも、親水護岸というところがあります。こちらのほうが、国が管理しながら護岸を整備しているわけでございますけれども、傾斜護岸になっている部分もございます。

我々が決定するところは多摩川親水緑地でございますけれども、ああいうところを含めて自然環境に配慮していきたいというのが趣旨でございます。

小西会長 伊藤委員。

伊藤委員 大田区の担当する親水緑地の線から線の間、どうやって自然環境が入っているのかということを知っている。

小西会長 荒井幹事。

荒井幹事 なかなか難しい問題ではありますが、管理上の問題で、通路としてバリアフリーを保つためには、土のままではなかなか難しいといふので、今回、整備上ではタイル等が張ってあるような、少ないと言われれば少ないかもしれませんが、植栽等をして、その親水護岸との一体性を保つという上での自然の環境を守っていくのだといふことで、ご理解をいただきたいと思っております。

小西会長 伊藤委員。

伊藤委員 そうだと思うのですよ。大田区の担当する部分だけでは自然はないのですよ。

自然があるとしたら、この傾斜になっている護岸のほう、親水性もそうだし、下のほうの護岸もそう。この既存という部分が、自然環境がまだ残っている。

特に景観上は。ここの景観は、水辺から見る、船のほうから見る

景観だと思いますけれども、そのときに見える自然環境というのは、この斜面、傾斜地のほうだと思うのですよ。

ぜひ、そこのところは、国にやってもらいにしても、しっかりとこのタイトルどおり、我々もこれは了解している計画なので、この計画どおり進めていただけることを強く要望させていただきたいと思います。できる範囲でお願いします。

小 西 会 長 黒澤幹事。

黒 澤 幹 事 若干補足させていただきます。

委員ご指摘の点は、大変重要なところだと考えております。

工作物としては展望台が四つとトイレとか、単に護岸周辺を整備するだけではなくて、明らかに工作物もできます。

規模から言って、景観計画上の届け出が必要な規模ではありませんが、今、言った水と緑の親和性がしっかりと図られるような、そういったデザイン、色彩にする必要があると考えておりますので、今のご指摘を踏まえて、今後、詳細設計を進めていきたいと考えております。

小 西 会 長 伊藤委員、よろしいですか。

伊 藤 委 員 はい。

小 西 会 長 山崎委員。

山 崎 委 員 1点だけ伺わせていただきます。

もう各委員の皆さんから、この場所を利用される利用者についてと、そして、その利用者のための動線というかアクセスについてお話があったのですが、例えば、今回の計画は環状8号線沿いになって、これが4車線道路だと。

そして、その道路の向こう側に第2ゾーン、これから整備されるようなところがあるわけであって、その環状8号線を越えた第2ゾーンとの動線、特に歩行者動線というのは、どういうふうになっていくのか。

そしてまた、それをどこが整備をしていくのか。現在の中で、お考えがまとまっているところがあれば、教えてください。

小 西 会 長 中村幹事。

中 村 幹 事 第2ゾーンの施設から環状8号線を越えて護岸への渡り方という

質問だと思っています。

そちらにつきましては、環状8号線は国のほうが整備することになっておりますので、横断歩道で渡るような形に、現段階では計画になっております。

山崎委員 その横断歩道というのは、交差点が2カ所、環状8号線と重なる場所がありますけれども、そこが横断歩道ということでございますか。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 当日資料3でございます。こちらに平面図がございます。空港のアクセス道路というのが、北のほうにずっと延びております。そのすぐ右側ですね、こちらに横断歩道がつくという計画に、現在はなっております。

小西会長 山崎委員。

山崎委員 区民の動線、大田区民全体の動線、鉄道からの動線を含めて、ここを魅力的なものにして、ここに人がにぎわいをもたらせるのであれば、まずは、この場所にどうやっていくのかということが一番最大の課題ではないかなというふうに思っていますので、国はこの護岸を整備します。区は緑を整備しますと、それぞれあるのですけれども、そこはしっかりと計画も踏まえて、第2ゾーンは第2ゾーンの中で、また計画されていると。

せっかくたくさんの方が、この動線としては空港からつながって、ここでもまたつながるのでしょうから、そういったことも踏まえて計画をしていくということが大事なのではないかなというふうに思っていますので、ぜひともそのあたり、これはまだこれからの話だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中村幹事 ご意見ありがとうございます。

小西会長 ほかにご質問ありますか。

樋口委員。

樋口委員 今日は、委員の皆さんから審議が十分に出ていますので、この結果、僕は町会の代表で出ているのですけれども、区民の皆さんにきちんこの内容を、安心・安全な堤防ができるという案内を、ぜひしていただきたいと思うのです。

ただ、第1号議案が通った、通らないだけじゃなくて、区民全体に、空港跡地はどういう形になってつくられてくのかと、傍聴なさっている方は少ないけれども、区民は期待して待っているわけがございますので、今日の記録の範囲内で広報願えればありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

小西会長 中村幹事。

中村幹事 広報等、やっていきたいと思っております。

樋口委員 まとまったら、事前にまた教えてください。よろしく願います。以上です。

小西会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、ご質問やご意見はございますか。

それでは、委員の皆様のご質問とご意見が出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。よろしいですね。

第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。拍手で願います。

(拍手)

小西会長 それでは、そのように決まりました。

第1号議案については諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

本日は1件でございましたが、熱心なご審議ありがとうございました。

事務局からの報告事項があれば願います。

保下幹事 本日は、どうもありがとうございました。

今年度の都市計画審議会につきましては、本日で最後となります。来年度の予定につきましては、別途ご案内させていただきますので、よろしく願います。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

小西会長 それでは、これをもちまして終了します。本日はありがとうございました。

午前11時13分閉会